

かを知り、一錢の過不足もないといふやうなものでなければ、圓滑に治まらない。兎に角、帳付といひ、馬差といひ。

誠に以て六ヶ敷しい仕事である。即、參觀交代の砌、二條

大阪の番代や其他色々の武士、用人等が一度に込合つて混亂せる場合で、夥敷き人馬の賃錢も漏さず帳面に書留て少しも違算なからしむるなど、殊に一日中働いて直ちに夜勤に及ぶなど、尋常の事ではない。皆その事に明るい者が從事するからやつて行けるのである。宿場役人たる問屋をは

じめ、帳付、馬差等の業が如何に六ヶ敷しいものであつたかは實以て察知するに難くはなからう。

(1) 「古事類苑」政治部四、一二四八頁

(2) 「徳川時代の武藏本庄」一〇五頁以下

(3) 大山敷太郎、東海道濱松宿に關する「考察」(經濟論叢第三十三卷第一號所載) 參照

(4) 道路の改良、第十二卷第八號、所載の拙稿参照。

(5) 同上及「徳川時代の武藏本庄」一六三一六四頁参照

(6) 「民間省要」中編卷之三「日本經濟叢書」卷一、五二五頁

(7) 同上  
同上  
五二七一五二八頁

同頁

## 公共用自動車の使命と性質 より觀たる

### 道路改良維持修繕並警察 (二)

菅 健 次 郎

日 次

一 はしがき

二 自動車の使用上の分類

三 公共用自動車の意義  
四 公共用自動車の經濟的性質  
五 公共用自動車の要件(以上本號)

- 六 道路警察と公共用自動車  
 七 道路管理者と公共用自動車  
 八 省營自動車と道路の改良  
 九 結論

## 一 はしがき

私は昭和二年七月鐵道省在外研究員として貨物運送の設備、作業、配車並に組織に就て、歐米各國の状態を調査する事を命ぜられ、昭和四年末歸朝爾來省營自動車の實施計畫と實行とに鞅掌して居る。

二年有餘在外中最近の鐵道運送の研究は、自動車運送の研究を離れて存在し得ない事を痛感して自ら自動車を買ひ、進んで運轉手の試験を受け運轉をし、餘暇あらば自動

車工場や、自動車乗合會社や、運送株式會社に入つて實際の運用作業組織設備を研究した。從つて私の議論は抽象論の前に事實があり、理論の前に體験がある。

春の光を浴び乍ら薰風を切り、暑中休暇夏の烈日に照らされて長驅し、秋の月を自動車の上から眺めて故郷を幾度思ひ出した事であらう。冬カナダの操車場に立つて手は全

く凍えエンジンは掛らずカナデアン、パンフィック鐵道の友人と二人は汗が氷り付くのを實驗した。之等は一の夢であり苦き淡き樂である。

かくして歐米の自動車を通して觀て、省營自動車を擔當する時私には涙があり血が湧くのである。木戸孝允先生の歌をもぢつて曾て

自動車は 櫻も月も涙哉  
と歌つた。實際我國程自動車運送に無理解な國民はない。

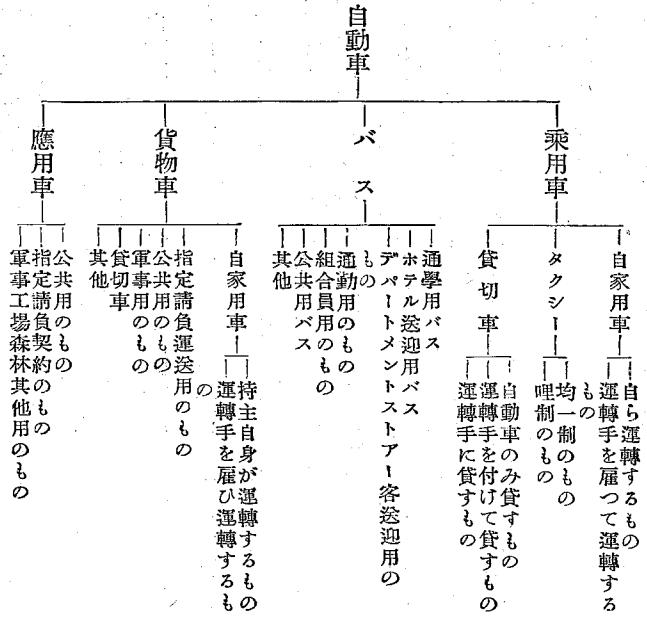
日々統計と計算とに埋れ乍ら如何に使命を果すべきかを考える私にさへ、理論張と言ふ人あるのを聞く時自動車よ何處へ行くと尋ね度心持が湧く。

この一篇は私の理論上の構成を別にして國民經濟自動車經濟の立場より觀たる一考案である。筆を執る事を許されれば道路構造の實際に就て述べ度いと思ふ。

## 二 自動車の使用上の分類

世の中に自動車を論じ又は取締る人に兎角觀念を混同し或は粗雑に自動車と一概に括めて論ずるのを見受ける。

念の爲に使用上より自動車を分類して一應論議を進め度  
ふと思ふ。



種々分類し得るであらうが、車種によつて使用を分類すれば大體右の通りである。

私の述べむとするのは右表中の公共用バス公共用トラック及公用車である。

### 三 公公用自動車の意義

私の述ぶる公共用自動車とは行政法上の公共團體用のものでない。即ち英語の Common Carrier 獨逸語の fur öffentlichen Verkehrs の意味である。

(イ) 公共の用に供するとは一般運送の用に供するものである。即ち公衆の用に供するの謂であつて特定の旅客や荷主の爲に運送するものでないと言ふ意味である。

(ロ) 公共の機關である。即ち一般の旅客貨物を運送するものであつて公益を主として經營せねばならぬのである。

(ハ) 國家の監督下に服すべきものである。一般運送の用に供し公共の用に供し公共機關としての使命を遂行するには一般の旅客公衆荷主を保護し事業者をして圓滿充分に目的を達成せしむる必要上國家の特殊の法規に服し特殊の權

利と義務を有するべきものである。我國に於ても第五十九議會に於て自動車交通事業法が協賛を受けたのもこの理由に基いたものである。

#### 四 公共用自動車の經濟的性質

自動車運送の經濟的性質に就ては議論の餘地がある。然し此は使用上の分類をせず漠然と自動車を考へ、觀念を混同して居る結果である。一般公共用の自動車は鐵道と性質を異にせず獨占的公益的統一的性質を有して居ると考ふるのが至當である。只鐵道と公共用自動車の差異は一は道路上の機關であり、他は一定軌道上の機關である。而して設備と費用及勢力範圍等を異にするが公共機關として經濟上の性質に變りはないと思ふ。心付いた經濟上の性質を擧げて見様、

(イ) 公公用自動車は獨占的性質を有する。獨占的性質を有せねばならぬ事は左の點に注目すれば首肯せらるゝと思ふ。

(a) 公公用自動車は設備營業共に統一的組織を要する。從

つて獨占性を以て之が統一を圖らねばならぬ。  
(b) 公公用自動車は完全なる交通機關でなければならぬ。従つて不完全な他の自動車人力車荷車或は時と場所に由つては鐵道をも排除する力を有する。

(c) 自動車相互の競争は相互に不利にして國民經濟上保安上存在すべからず。

往々にして公用自動車の獨占性を否定し自動車は資本の額にて足るの特性を有するを以て自由競争を説く人あれど、鐵道の場合に於るが如く競争は廉價にして良好の條件に經營せらるもの勝利に歸する結果、不當に廉價割引をなし運送設備を改良し爲に相互の會社の存立を危くし、妥協合併を餘儀なくせらるを以て獨占的性質を有する事は鐵道に同じである。

(ロ) 公公用自動車は公益的若くは公共的企業である。公用の用に供するとは前述の如く「何人にも賃金を支拂ひたる者には貨客の運送をなす」事を言ふのである。公の

ある。世に公共機關として最も明かなるもの一つと見なければならない。之を免許事業としたのも當然である。

將來道路負擔軍事負擔郵便は固り、營業上の各種負擔を負ふべき運命をも持つて居る。

(八) 公共用自動車は資本を集中するものである。

公用自動車は車輛、車庫修繕工場等の物的設備は其の地方の状勢に應じ必要にして充分でなければならぬ。殊に人的設備も一定労働條件を以て待遇し保安上過酷に労働せしむる事は避けねばならぬ。鐵道に比し遙かに低額ではあるが然し之等を充足するには資本の集中的傾向は其の企業化されねばならぬものの一つである。

(九) 公共用自動車は統一的性質を有する。

公用自動車の如きは日常同一の現業の仕事が反覆せら

れ且一定の技術の法則によつて支配せられ得るものであるから統一が容易であり且利益がある。從て大規模に統一經營すれば經濟であり完全に目的を達成し得るのである。

車輛の配置運用修繕工場の集中等技術上も經濟上も統一

すべく合併すべき性質を有して居る。

以上の性質は我國に於て未だ大膽に論議せられて居ないが歐米に於ては着々實行せられて居る。獨逸國有鐵道株式會社、スイス國有鐵道の如きは進んで之等の點を考へ、自動車國營を實行して居る。英米の如き各私設鐵道が真剣に自動車經營をなすのも自己防衛のみでなく又一面此の點に存するのである。我國に於て省營自動車を實施し、更に全國自動車交通網の完成を試みんとするのも如上の論を實際化する上に於て更に一步を進めたものと見なければならぬ。世の近視眼流的識者には自動車運送の使用の分類を試みないで概括的に論ずる結果往々にして公共機關としての自動車を考へないのを遺憾とする。

## 五 公共用自動車の要件

公用自動車は經營方針としては先以て地方の開發利便を第一とし第二に収益を念とすべきものである。左に二三の要件を掲げやう。

(イ) 機会は均等でなければならぬ。

利用者に對し人物、場所により不平等でなく、一般公衆は十分に乗車し得、荷物を託送する等の利用の公平を計らねばならぬ。即ち社會的民衆的最善の輸送を圖らねばならぬ。我國のバスが果して機會均等なりと言ひ得るであらうか。

(ロ) 運賃は至廉でなければならぬ。

運賃は公益を主とし地方開發を主眼とせねばならぬ。此の點に於ても私は我國の現況は公企業なりや否やを疑ふのである。

(ハ) 輸送は安全でなければならぬ。

安全なる輸送は

(ア) 人的設備として訓練せられたる從事員と規則統制ある組織と労働條件を必要とする。  
(ビ) 物的設備としては車輌の保守の良好修繕設備の完備良き車庫を有せねばならぬ。

(ニ) 輸送は正確でなければならぬ。  
運送に當りて時間の正確なる事は利用者の便、不便のみ

でなく保安上も必要な事である。運轉時間を一般通行者に衆知せしめ之に對する信賴と尊敬とによつて道路警察の安全を期せねばならぬ。

(ホ) 輸送は迅速でなければならぬ。

公共機關として迅速なる事の必要なるは贅言を要しないと思ふ。

(ヘ) 輸送は快適でなければならぬ。

旅客が愉快に旅行する事は必須の要件である。不愉快にして有害なる一酸化炭素の車室に入り嘔吐を催し更に総シート（我國の多くは之なり）の如きは胃腸脊髓を害し、爲に米國の如き公用バスには之を禁じたる州すらあり。斯の如き衛生上の有害は勿論心臓の鼓動と自動車の振動數の如きも充分考慮し壯重にして愉快なる設備を心掛くべきものである。

以上の要件を充足する事は公用自動車として當然と思ふ。漸く自動車交通事業法の制定を見たる今日各種の委員部員によつて之等の改正を圖り得ると信ずる。（未完）